

茨木市物品購入等に係る登録業者名簿の公表実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市が発注する物品購入等契約の相手方となる、物品等入札参加資格審査申請書提出業者名簿を公表することにより、物品購入等契約の透明性の確保及び公平かつ厳正な運用を図ることを目的とする。

(公表の範囲)

第2 公表の範囲は、茨木市が発注する物品購入等の契約相手方となるすべての登録業者とする。

(公表の項目)

第3 公表する項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業者名
- (2) 所在地
- (3) 登録業種

(公表の方法)

第4 公表の方法は、情報ルームに備え置く方法とする。

(公表の期間)

第5 公表の期間は、登録初年度又は随時受付登録時から登録年度の有効期限までとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。